

# 高松市体育協会 顕彰規程

第1条 この規程は、高松市体育協会におけるスポーツ振興に、特に功労のあった者（団体）及び優秀な成績を修めた者（団体）の顕彰に関することを定める。

第2条 この顕彰の対象は次のとおりとする。

1. 功労者顕彰

ア. 高松市体育協会の役員として長年（10年以上）にわたり、その功績が格別顕著な者で、その職を辞したとき

イ. 各加盟団体の理事を多年（20年以上）にわたり務め、その職を辞したとき

ウ. 高松市体育協会の経営、運営に顕著な功績があったと認められる者

2. 指導者顕彰

各競技団体において、競技者育成に顕著な業績を挙げたと認められる者

3. 優秀選手（団体）顕彰

登録団体の小中学生を除く者で、全国大会等で優秀な成績を挙げた者（団体）で、スポーツマンシップを体し、他の選手の模範となる者

4. 特別顕彰

ア. 高松市体育協会に対し、献身的に支援、協力をし、本市スポーツの推進発展に功績が顕著な者（団体）

イ. その他市民スポーツの推進に、功績が顕著であると認められた者

第3条 第2条の1のイ及び2、3項に該当する者の推薦は、各加盟団体長より所定の書類を添付して推薦するものとする。

第4条 この顕彰の選考は、選考委員会を設定して厳密に審査して原案を作成し、常任理事会で決定する。選考委員長は会長があたり、委員は会長が指名する。  
<参考>常任理事（2）理事（2）第3者（2）

第5条 第1条の目的に適合し、第2条に該当する者（団体）で常任理事会の承認を得た者（団体）に対して、感謝状または表彰状を贈る。ただし、緊急な事由が生じたときは、常任理事会で対処する。

第6条 これらの顕彰は、評議員会等の席上で行う。

第7条 この規程は常任理事会の議決を経て、変更することができる。

参考1 各加盟団体の上記以外の役員に対する功労顕彰は、当該団体で行う。

参考2 協会（連盟）の会長職にあたるものについては、別途内規の条件に適合する場合、会長辞職時に感謝状を贈呈しますので、被表彰者には該当しません。

附則 この規程は、平成18年5月29日より施行する。

この規程は、平成19年5月28日より施行する。

この規程は、平成20年5月23日より施行する。